

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【教育委員会】

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等	
				部・局	課・室			
71	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	債権(高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金)	教育委員会	高校教育課	当該貸付金について現状では「財産に関する調書」による残高と実残高に大きな差異が生じている。差異が生じた原因は、卒業者に対する返還免除額が適正に把握できていなかったためである。あるべき残高への修正を依頼した。 なお、これに応じて、高校教育課で平成16年度末残の修正をされた。又各高校からの報告に基づき、個人別増減残高表を作成された。 今後、このような差違の再発を防止するため、各人別の増減残高を毎年きちんと把握された上で合計額と照合される必要がある。	平成16年度末残の修正を行った後は、再発防止に向け、個人別増減残高表を作成するなど、各人別の増減残高を毎年きちんと把握し、合計額との照合を行っている。
72	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	債権(給料等の過払金)	教育委員会	高校教育課	当該過払金発生の経緯を検討したところ(平成13年11月21日、当時養護学校教諭への懲戒免職処分がなされたが、当該処分の決定日が給料日であった。しかし決定時には既に本人口座に給料が振り込まれており、その結果過払金が発生)、合規性に反する事項は見受けられない。学校担当者による過払金回収の努力はなされているが、現在のところ回収の目処は全くない。引き続き元妻への定期的な接触を続け、回収に努めるべきである。	不明であった債務者の所在が判明し、平成21年2月20日で回収完了。
73	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	債権(地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金)	教育委員会	人権教育課	当該債権発生の経緯を検討したところ、合規性に反する事項は見受けられない。 当該貸付と制度は地域改善目的という極めて特殊な性格を帯びており、対応には慎重さが求められている。とはいえ、県の債権であることには違いはなく、少なからぬ債務者はまじめに返済している。対応は困難と思われるが県民間の公平性を確保するためにも、返還免除制度の周知を含め、引き続き慎重かつきめ細かな対応により早期の回収に努められたい。又、不納欠損の見積と明示を何らかの形でされる必要がある。	「愛媛県地域改善対策奨学金・通学用品等助成金返還のしおり」を平成18年4月に一部改定したほか、平成19年度には旧市町村の担当部署に対し説明会を実施した。この結果、現年度償還金を含めた債権収納額は増加傾向にあり、また、経済的に返還が困難な者等に対する免除制度が周知徹底されるなど、債権管理体制の基礎が整ったものと認められる。今後は、過年度未収入金のより計画的な収納に努め、債権の腐食化を防止する一方で、不納欠損額の計上を市町の担当部署と連携しプライバシーの保護にも配慮しながら慎重に見極め、より正確なものとなるよう努めたい。
74	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	債権(愛媛県奨学資金貸付金)	教育委員会	教育総務課 教職員厚生室	平成7年度～平成10年度においては期限内返還率が約90%以上あったが、平成13年度以降は約85%に落ちている。このことが最終的な返還に影響を与えることも予想されるので、まずは期限内返還率アップに注意しながら返還指導をされたい。	督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」を平成20年度より1名増員して2名体制とし、滞納指導体制の充実を図るほか、係員が連携して未納者本人や連帯保証人等に対して訪問や電話による返還指導を行い、期限内返還率の上昇に努めている。旧育英会移管分の返還開始に伴い、返還者が増大したことなどから、20年度の期限内返還率は、84.3%となっているが、今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、期限内返還率の上昇に努めたい。

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【教育委員会】

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等	
				部・局	課・室			
191	H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	歴史文化博物館(映像システム作成)	教育委員会	生涯学習課	予定価格算出の実際が不透明である。少なくとも、当館として業務を委託するわけであるから、業者任せでなく発注する側としてのコスト計算資料は残しておくべきである。	今後は、算出経緯がわかる積算基礎資料や予定価格の積算基礎資料を添付することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
192	H18	意見	愛媛県が行った業務委託契約について	歴史文化博物館(映像システム作成)	教育委員会	生涯学習課	業務の性質上、指名競争入札をするにしても指名業者選択について透明性が必要である。	今後は、同規模の同様業務を一般競争入札において執行することとしている。 なお、21年4月から指定管理者制度を導入し、施設の維持管理に関して業務委託している。
36	20	意見	運用財産管理資産の計上	(財)愛媛県文化振興財団	教育委員会	文化振興課	2)特定資産として計上されている「運用財産管理資産」2億6千万円は特定資産に該当しない。事業計画を策定して使用目的を有する資産とするか、使用目的が特定されないならば「その他の固定資産」へ計上すべきである。	運用財産管理資産は、その他の固定資産への変更もしくは目的を限定した特定資産への変更を検討しているが、公益法人制度の移行に合わせて、適切に整理する予定である。
37	20	意見	芸術文化事業の推進	(財)愛媛県文化振興財団	教育委員会	文化振興課	3)芸術文化事業をもっと推進すべきである。本来の公益目的事業が少なすぎる。基本財産を有効に運用して活動資金を生み出し、県民のために文化振興事業を企画・推進すべきである。	平成20年度から、自主事業として「文化講座開催事業」を新規に開始するなど、新しい事業の開拓に取り組んでいるところであり、また、新たなえひめブックスとして「えひめ・学・事典」を刊行した。財源については、利用者受講料や補助金等を活用している。
38	20	意見	事業内容の検討	(財)愛媛県文化振興財団	教育委員会	文化振興課	4)監督官庁直営の公益法人として、率先垂範して、公益法人制度改革に取り組むべきである。ただし、施設の管理業務が公益事業に該当しない場合は、公益事業比率が低いと考えられるためこのままでは公益性の認定は困難と想定される。公益法人制度移行を前提として事業内容を早急に検討する必要がある。	公益法人制度移行については、平成23年度中の移行を目指して検討を始めたところであり、公益認定の基準等に照らし、所管課と協議しながら取り組んでいく。
39	20	意見	会計ソフトの活用	(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	教育委員会	文化財保護課	会計ソフトを使えこなせるよう努力し、事務の効率化を図るべきである。	21年度より会計ソフトを変更し、専門家のサポートのもと使用し、事務の効率化は図られている。
40	20	意見	事務の権限委譲	(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	教育委員会	文化財保護課	県の事務手続きに準じた支払い決裁手続きを中止し、民間会社同様に権限委譲を考て簡略化すべきである。	今後、公益法人制度改革への対応にあわせて、事務の効率化を図るため、寄附行為及び会計に関する規程の見直について検討する。

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【教育委員会】

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
41 20	意見	財団業務の明確化	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	教育委員会	保健スポーツ課	財団の主たる事業は2か所のスポーツ施設の指定管理業務であり、施設の効率的な管理と利用率向上に特化して経営に専念すべきである。派遣職員5名を除き、組織・人事的には財団の独立民営化が進んでいると評価できるが、県からの財政支援はないものと思われ、独立志向でガバナンスの強化が必要である。スポーツ普及事業など公益事業は僅かでありスポーツ施設の管理運営事業を目的とする一般財団法人への移行を前提として公益法人移行対策を講ずる必要がある。県民のためのスポーツ振興事業は類似業務を行う財団法人愛媛県体育協会へ委託することが望ましい。それにより各々の財団法人の事業目的が明瞭となり効率的に事業をおこなえる。	公益財団法人への移行を検討中である。公益法人移行形態によっては、スポーツ普及事業など公益事業の委託先を検討する必要がある。
42 20	意見	派遣職員の業務	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	教育委員会	保健スポーツ課	派遣職員が行う事業は施設の指定管理業務とは異質のものであり、スポーツ振興の普及員としての事業実態からみて県教育委員会事務局の出先機関として組織化すべきと判断する。なお、5名の派遣先が県体育協会である場合は専門性とスポーツ振興という事業目的に照らして合理的と考えられる。	派遣職員が従事する業務は、スポーツ・レクリエーション活動の指導・普及等であり、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興に必要不可欠である。当法人の設立目的からすると、本来、県からの派遣職員ではなく、当法人のプロパー職員が対応することが望ましいことから、今後当法人の経営状況や公益法人移行形態等を勘案しながら検討する。